

不正競争防止法改正の方向性について

資料 2

営業秘密の刑事的保護の導入

営業秘密とは

特許出願前の技術データ、製造ノウハウ、販売マニュアル、顧客情報等、事業に有用で管理された秘密情報。平成2年(1990年)に民事的保護規定を導入。

要件 = 秘密管理性(アクセス制限がされており、かつ秘密であることが客観的に認識可能なこと) + 有用性 + 非公知性

我が国の現状

世界規模での競争激化やIT化の進展等に伴い、営業秘密流出による競争力低下の懸念が増大。
(約8割の企業が刑事的保護に賛成)

諸外国の状況

90年代に入り、米(96年)独(86年)仏(92年)等のみならず、中国(97年)韓国(98年)までもが、営業秘密の不正取得等に刑事罰を導入・強化。

改正の方向性

営業秘密に係る、以下の行為類型に対して、刑事罰(親告罪)を導入。

ケース】

不正の競争の目的で、不正な方法(欺罔・暴行・脅迫・窃取等)により保有者の管理を破って営業秘密を取得・使用・開示。(例)

営業秘密を正当に取得した後、媒体を横領するような場合も、これに準じて考える。

留意点(3つの自由の担保)

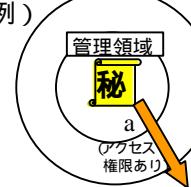
内部告発の自由 / 報道の自由

企業の環境汚染等に関する情報は、営業秘密の要件を満たないので保護されない。
不正の競争の目的がある場合(例 競合他社を利する目的)のみを処罰。

ケース】

役員・従業員等が保有者から示された営業秘密を、不正の競争の目的で、外部に使用・開示。

(例)



職業選択の自由

元従業員については「ケース】」の行為を処罰しない。ただし、退職前に不正に自宅等に持ち出す行為等は「ケース】として処罰。

民事的保護の強化

相手方の侵害行為や、その損害額を立証することが困難であり、「侵害し得」の状況が生じている。他方、特許法等では、平成10年・11年の法改正以降、多額の賠償金を認める判決が出ている。

改正の方向性

特許法等と同様に

(1) 侵害行為の立証の容易化規定を導入

・文書提出命令の拡充 等

(2) 損害額の立証の容易化規定を導入

逸失利益の立証容易化規定の導入

被告の譲渡数量×

原告の単位数量あたりの利益額で算定

計算鑑定人制度の導入 等

ネットワーク化への対応

ネットワークを通じたプログラムの提供等の新たな流通・サービス形態が不正競争防止法の保護を受けうるかが不明確。

改正の方向性

商標法等と同様に、商品等表示を不正に使用したプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為が不正競争行為に該当すること等を明確化。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

平成 15 年 2 月
経済産業省

1. 法律改正の背景

(1) 企業における現状（刑事関係）

約 2 割の企業が、自社の営業秘密に関するトラブルを経験。

条件付きを含め、約 8 割の企業が営業秘密の刑事的保護に賛成。

企業内の情報化が進展し、LAN 導入率、インターネット接続率ともに 90 % 超。

近年、欧米諸国のみならず、韓国・中国までもが、営業秘密の不正な取得・使用・開示に対し刑事罰を導入。

(2) 企業における現状（民事関係）

6 割以上の企業が、不正競争防止法の民事的保護が不十分と認識。

（損害額や侵害行為の立証が困難等）

(3) 経済社会の情報化への対応

経済社会のネットワーク化の進展に対応した保護の明確化が必要。



「知的財産戦略大綱」（抜粋）

「営業秘密の不正取得等に対する民事上の救済措置を強化し、罰則の導入も図るべく、人材流動化に対する抑止効果等、それらに伴って生じうる問題点にも配慮しながら検討を進め、2003年の通常国会に不正競争防止法改正法案を提出することが必要である。」

2. 法律案の概要

(1) 営業秘密の刑事的保護

次のような場合に、処罰規定を設ける。

不正取得・横領ケース

　) 詐欺・窃盗類型

- ・ 営業秘密を不正取得した後、不正の競争の目的で、それを不正に使用・開示する場合。
- ・ 上記の使用・開示の目的で、特に、媒体によって営業秘密を不正に取得・複製する場合。

　) 横領類型

- ・ 営業秘密を示された者が、不正の競争の目的で、その営業秘密が記録された媒体を不正に領得・複製して、その営業秘密を使用・開示する場合。

不正使用・開示(背任類型)ケース

- ・ 営業秘密を示された役員・従業者が、不正の競争の目的で、それを不正に使用・開示する場合。

(2) 不正競争による営業上の利益侵害に対する民事的保護の強化

損害額の立証を容易化するため、特許法等の知的財産権法と同様に、逸失利益の立証容易化規定の導入等を行う。

侵害行為の立証を容易化するため、特許法等の知的財産権法と同様に、文書提出命令の拡充等を行う。

(3) 経済社会の情報化への対応

他の知的財産権法と同様に、商品等表示を不正に使用した商品を電気通信回線を通じて提供する行為等が不正競争行為に該当すること等を明確化する。

3. 今通常国会に提出する必要性

「知的財産戦略大綱」(平成14年7月3日知的財産戦略会議決定)において、今通常国会に不正競争防止法改正法案を提出することが明記されている。